

決算審査特別委員会記録

<総括>

開催日時 平成21年10月16日(金) 10:03~12:30

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

国中 憲治 委員長

森山 賀文 副委員長

浅川 清仁 委員

井岡 正徳 委員

大国 正博 委員

森川 喜之 委員

中野 明美 委員

神田 加津代 委員

丸野 智彦 委員

今井 光子 委員

欠席委員 1名

粒谷 友示 委員

出席理事者 奥田 副知事

窪田 副知事 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第73号 平成20年度奈良県水道用水供給事業費特別会計決算の認定について

議第74号 平成20年度奈良県病院事業費特別会計決算の認定について

議第80号 平成20年度奈良県歳入歳出決算の認定について

会議の経過

○国中委員長 ただいまから本日の会議を開きます。本日の委員の欠席は粒谷委員ですので、よろしくご了解をお願いいたします。なお、理事者においては、山田文化観光局次長兼平城遷都1300年記念事業推進局次長が欠席されておりますので、ご了承をお願いいたします。

先般、浅川委員から請求のありました資料につきましては、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、審査日程に従い、総括審査をただいまから行います。各部局の審査で残された問題を中心に質疑があればご発言をお願いいたします。委員の皆さん方、ご発言をしていただくときには一括質問していただいて、簡潔にお願いしたいと思います。そして、また理事者の皆さんには、委員の質問に対して明確かつ簡潔にご答弁をお願いしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、発言をお願いします。

○中野（明）委員　それでは、まず商工労働部長にお聞かせをいただきたいと思います。高山第一工区のことにかかわってですが、当初、奈良先端科学技術大学院大学をつくるのと合わせて、研究所を新設してもらおうという構想のもとで、奈良県土地開発公社が10区画を整備して20年がたつわけですけれども、いまだに長い間2区画が残っていたのですけれども、今現在、1区画が売れずに公社が抱えているという現況になっているのです。その中で、どうなっているかと言いますと、二つの研究所があるだけで、あとは空き地のままで当初持っていた企業から転売をされて、個人名義で持っておられるということになっているのです。

生駒市が、先日、研究所のみという網がかかっていたら、なかなかここは進出が難しいということで、新たな企業が研究も含めた生産活動もするというところで、進出をしやすいように用途地域の変更をされたわけなのです。このところで、現在の企業誘致の状況は、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

窪田副知事にお伺いをしたいのですが、同じく関西学研高山地区第二工区開発の計画見直しのプロジェクトチームリーダーにもなっておられるということでもあります。この事業をどうしていくかということで、土地区画整理事業によって地区内の基盤整備を進めていくと、2月に出されました見直しを見ますと、許可前の調査に3年かかると、区画整理事業の許可後の工事期間が7年、保留地の販売を工事最終年から5年と想定しているというように書いてあります。

これを計算しますと、スムーズにいても14年はかかるのではないかと思います。この費用は約404億円、この中には大学誘致の費用や地区外との関連基盤の整備の費用、これらは含まれておられないわけです。土地区画整理事業の想定地価ということで、1平

方メートル当たり1万8,000円で計算して、でき上がったら低層の住宅用地、ここは1平方メートル当たり8万円と計算して、それで事業をやっていくのだということで、事業の実現は可能だということで書かれております。

しかし、ことしの2月に中間取りまとめが出されて審議がありましたときに、他の議員さんからも地価について実態を反映していないと、一般地権者の皆さんが約8割の減歩率での換地に同意がもらえるのかという意見も出されておったわけです。これについて、どのような見通しを持っておられるのか、また、地権者との話し合いはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、事業について、六つのリスクがあるのだと書かれてありますが、どのように対応するかというのは、十分に検討する必要があると書かれておりますけれども、先日知事が橿原市にある県立医科大学の教育部門、これを学研高山地区に移すと言われました。これは、クリアできると判断された上での発言かと思っているわけなのですけれども、リスクへの対応など、これまでどのように検討されてきたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

もう一つは、奈良県食肉流通センターの経営改革などについての提言が出されているわけですが、平成20年1月に出されました。これを進めるに当たって、毎年度、進行管理を行う必要があると、改革期間は4年程度だと、中間最終段階で改革内容の評価を行って、改革の達成が望めないときには、存廃問題も含めてより抜本的な見直しを図る必要があると書かれておるわけです。

それで、きのうお聞きいたしますと、毎年、評価委員から評価をしてもらっているのだという話をお聞きしたわけですが、この評価委員会は、何人でどのようなメンバーで構成されているのかということをお聞かせいただきたいと思います。この出された提言は、5人のメンバーで6回の検討委員会が開かれてまとめられたものなのです。中間と最終段階での改革内容の評価とあるわけですが、平成21年度末でちょうど2年になります。平成23年度末で最終段階になるということですから、そんな遠い話ではないわけなのです。これらに対してどのように取り組んでいかれようとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○福田商工労働部長 学研高山地区第一工区の企業誘致の進捗状況はどうかという御質問

でございます。

第一工区の状況につきましては、委員がお述べのとおり平成5年の町開き以来、奈良先端科学技術大学院大学、参天製薬株式会社奈良研究開発センター、日本電気株式会社関西研究所が立地しておりますが、従前は研究施設しか立地できないといった規制、それから、交通アクセスが十分に整備できていない等々から、未分譲地が1区画、分譲いたしておりますが、建物等が立地していない、いわゆる未立地が4区画ということで、現状、立地が進んでいない状況でございます。

こうした中で、学研都市の新たな展開を目指すということで策定されました関西文化学術研究都市サードステージプランを受けまして、学研高山地区第一工区においても研究施設に加えて、研究成果を生かした製品出荷ができる研究開発型産業施設の立地が可能となる規制緩和を生駒市さんとともに進展をさせまして、本年7月に規制緩和にかかる諸手続を完了したところでございます。

この規制緩和を受け、現在までに大阪の企業から立地相談もございまして、いろいろとご相談も申し上げ誘致を進めてきたのですが、残念ながら現行の経済情勢等から実現には現在至っていないところでございます。PR等につきましては、この9月末には、週刊誌の経済史、専門誌の方への報告を出稿いたしました。今後とも企業の立地に関する動向の移行や、あるいは状況の把握に努めまして積極的なPR活動を実施して立地促進を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○窪田副知事 まず、学研高山地区第二工区の開発についてですが、ご指摘のようにいろいろなリスクがあります。中間取りまとめでも六つのリスクについて指摘されているところ。

それから、事業を遂行する上で、それ以外の課題、地権者の理解といったことをはじめ、いろいろな課題があると思っております。リスクの対応につきましては、それをクリアする方策について、事前に関係者との調整を綿密にする、あるいは大型の発注を行うことによって発注方法を改善したり、あるいは公共施設を整備する場合には、それを早期に移管することによってリスクを軽減する。あるいは、保留地の処分にかかるリスクであれば、適切なインセンティブを付与するなどのいろいろな方策について、現在も検討を進めております。

ただ、ご指摘のように、まだ今後おおむね14年間かかる事業でありますので、さきの質問にもありましたけれども、企業進出の可能性とか、それから大学のことに关しましては、できるという判断というよりは、そういうことを実現したいという思いであります。当然、関係者の皆様のご理解を得なければいけませんので、そういうことを今後、事業申請前の3年間にも一つ一つ、また地価のことも時々刻々状況が変わりますので、最新のデータに引きなおしながら、客観的な分析をしていくという中で、今後、事業申請に向けた3年間についても、特に検討を深めてまいりたいと思っております。

それから、食肉流通センターの改革ですが、これは評価委員会がございまして、4人の方をお願いしております。公認会計士の方、弁護士の方、それから経済の専門家、これは委員長で南都経済センターの顧問の柳谷委員長をお願いしておりますが、それから畜産関係の方として、奈良県の畜産会の会長さんにも副委員長として評価委員会の委員をお願いしております。

これまで既に改革期間、平成20年度から23年度ということで、平成20年度と21年度の予算には、それぞれ人件費の縮減等について反映させ、かつそれを実施しているところでございます。今後とも毎年度評価委員会の御意見をいただきながら、評価を繰り返して最終的にはご指摘もありました抜本的な見直しを図る必要も含めたしかるべき判断をしてみたいと考えております。

○中野（明）委員 学研高山地区第一工区のことですけれども、こうやって見ても20年近くたって空き地のままの状況にあるということを生駒市はよく見ているわけなのです。学研高山地区第二工区を開発して、あそこが企業誘致に最適な場所だと盛んに言っておられるわけですけれども、ところが、現実問題、第一工区についても、これからだということもあるかもわかりませんが、簡単には進まないということになるのではないかと思います。

ことし9月に発表されました基準地価の下落率、これが拡大をいたしてございまして、奈良県の都市部も含めて大阪圏ではマイナス4.5%下がっておることから、ますます採算が取れないことははっきりしているのではないかと思います。第一工区のように、当初計画したけれども、研究所も建たない、20年近くたつのに空き地のままというように、この第二工区の開発を進めていって、このリスクの中にも掲げられていますけれども、保留地が処分できなかつたら収入が得られなくなるというように上げておられます。

今、内部で検討されているということでありまして、副知事のご見解なり、このところが本当に事業の根幹にかかわることですので、副知事なりのお考え、そこら辺をお聞かせいただきたいと思っております。

食肉流通センターの経営改革については、方向を出されていることから、最後まできっちりと対応を行って、方向を出していくということが求められておりますし、県民の皆さんもそのところを注目しているのではないかと思います。今後とも、中間の検討も含めて公表もしていただいて、しっかりと取り組まれることをこの問題では要望しておきます。

○窪田副知事 ご指摘のように、いろんなリスクがありますけれども、最大のリスクは、保留地が処分できるかどうかということが最大のリスクとなります。

いろんな要素がありますが、まず、恐らくいろいろな法律上の制約、その他を考えれば、県がもし開発をするという決定をしたとして、県が事業実施主体になる可能性が高いと思っておりますが、だからと言っていろいろな経緯のある場所でありまして、従来URが開発をしようとしていて頓挫したと、そういう経緯がありますので、県が単独でリスクを負担するのも果たして適切なのかという異議もあります。したがって、どういう負担割合でだれがそのリスクを負担していくかということ、しっかり議論しなければいけないと思っております。

それから、申し上げるまでもなく、ご指摘のようないろんな難しい問題があると思っております。第一工区の状況を見て、第二工区の産業立地が十分進むのかとか、確かにそんなに簡単にクリアできる問題だとは思いませんが、他方で今後の奈良県はもちろんです、関西圏の発展ということ考えたときに、学研都市という非常に壮大な可能性の含んでいる、だけれども、まだ十分開花したとはとても言えないような資源があるわけでありまして、ここを何らかの形で可能性を伸ばしていくような取り組みができれば、奈良県はもちろんのこと関西、あるいは日本経済全体にとっても非常に意義のある取り組みであろうと思っております。難しい課題いろいろありますが、それをクリアして、もちろん熱意だけではなくて、ご指摘のようなことについて、客観的にデータを分析してやるのが前提ですけれども、いろいろと知恵を出して実現する道はないかどうかということについては、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○中野（明）委員 もう一つ聞かせていただきます。大学誘致の件ですけれども、県外か

ら誘致できたら、奈良県全体にとっても新たな経済波及効果が生まれると思うのです。ところが、県内から県内へということであれば、奈良県全体から考えたら効果はかわらないのではないかと思います。逆に長年その地域で親しまれてきた県立医科大学の教育部門、あるいは船橋商店街とのかかわりのある奈良県立大学を学研高山地区に移すことで、現在ある地域に与えるマイナス面、これも高山地区だけうまくいったらいいのだということではなく、現在あるその地域に与えるマイナス面も県としては考えていく必要があるのではないかと思いますので、この点、副知事のお考えを聞かせていただけたらと思います。

○窪田副知事 そのとおりでございます。高山地区だけがいいということではだめでありまして、奈良市の振興のことも考えなければいけませんし、県立医科大学地域に関しても医科大学の教育部門が移ったとしても、トータルで見て中南和地域にとってもいいことだというようなご理解がいただけるようなものでなければ、全く話にならないと認識しております。

○中野（明）委員 2月にいただいた学研高山地区第二工区の間取りまとめを見ていますが、検討されているリスクについては、採算性の検討であって、実際に大学や福祉施設や企業誘致など、実現の可能性の検討というのがされていないわけなのです。県内の大学が移る話一つを見ても、まだ地元のところできちんと話も何もできていないということで、決まった話でもないのです。結局、実現性の裏づけもないまま、こうなればいいなということで、希望的観測で進めようとしているのではないかと云々ざるを得ないわけなのです。

きのうも言わせてもらったのですが、大阪府泉佐野市のように、関西空港とあわせて地域開発を進めていったけれども、利用がなく空き地のまま放置されていると、泉佐野市はどうなったかと言えば、財政破綻して、そのつけは住民に回ってきているのです。このような同じことが、この高山地区、14年先、20年先の話だから、副知事も知事も生駒市長も、そのときどの部署におられるかというのも、はっきりしたことはわからないと思うんです。そうしたら、万が一、破綻したときに、この責任を一体だれが取るのだとなったときに、だれも取らないと。結局のところ、奈良県民や生駒市民の皆さんに、そのつけが回ってくるのではないかと思います。

先ほど、3年先にも見直しの機会があるというようなことも言われましたが、いろんな

ことをトータルで考えたら冒険だと思うのです。見込みもないまま、むだな学研高山地区第二工区の開発をやめるべきだと言っておきたいと思います。

今の山下生駒市長が当選されたのも、学研高山地区の開発はやりません。このことを公約に掲げて、市民の支持を得て、今のポストにつかれているわけなのです。そういう意味で言ったら、市民の思いは、あの緑を削って開発をしないでほしい。これが生駒市民の答えでもあったのではないかと思います。そういう意味においても、このむだな開発はやめるべきであるということを強く言っておきたいと思います。

以上です。

○今井委員 2点にわたって聞かせていただきたいと思います。

一つは、公契約条例の関係です。

低入札価格の問題では、末端の業者まで、だれが幾ら賃金を受け取っているのかというあたりを県は把握をして、手抜きをなくすということが行われているということが、この間の議論の中で理解させていただきました。

しかし、指定管理者につきましては、受けた業者がその業務の一部をさらに委託しようとも、特に問題がないというのが現在の契約の状況ではないかと思っております。委託ということでありましても、だれがその仕事をして幾ら賃金を得ているか。これは今契約上では、県は必要とされておりませんが、県の関係の仕事をしていただいている方が、当たり前給料をもらって仕事をしていただくということは、県政の発展に対しても、大変重要ではないかと思っております。その点で、公契約条例というのを制定していただきたいと思っておりますけれども、1点お尋ねをしたいと思っております。

もう1点は、中小企業高度化資金にかかわって、ヤマトハイミールの問題です。

県が20億円貸しました資金が既に企業が倒産している現在の時点で、6,000万円程度しか回収されていないという状況になっております。工場の土地建物は、競売で県が第一抵当権を持っているということで、県にその売却益が返済をされておりますが、理事長の自宅ほか2件の物件につきましては、任意売却で第三者への売却がされております。しかも、現状では自宅は従来と全くかわっておりませんし、表札もついたままというような状況になっているわけです。第三者が、表向きには理事長の自宅を住所として建ち上げましたM氏という会社が購入をしたということになっております。

しかし、実際お金を出したのが、Y研究所であり、さらに別の物件を購入したティーフ

ームというところと、代表取締役が同じ人だということが調査の中でわかってまいりました。さらに、このホームページを調べますと、この方は中小企業大学校の研究登録指導員ということで、その連絡先を見ますと、中小企業基盤整備機構連携業務支援者、詳細はということでリンクをいたしますと、アドバイザー派遣事業ということにつながりまして、括弧つきで旧登録アドバイザーということになっております。

非常に疑念を感じました。また、元県職員だったという経歴もあるということで、当時の貸付にかかわっていたのではないかという思いをしたわけですが、この点で当時貸付にかかわっていたのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

そして、もう1点につきましては、当時の貸付に問題はなかったかと、ずっとこれは議論をしてきたところでございますけれども、県が連帯保証人に請求をするようになりまして、県から督促をされました一人の連帯保証人の人が、自分は印鑑を偽造されているので、連帯保証人にさせられているけれども、返済の義務はないという裁判の訴えを今行っております。裁判の傍聴に行かせていただきまして、証人喚問を聞かせていただきましたが、裁判長が、当初ハイミールを立ち上げましたときの協業組合を構成いたしました四つの会社と一人の個人の名前を一人一人読み上げまして、連帯保証人の方にこの人を知っていますか、この人を知っていますかと、一人一人に問いただしを行いました。はっきり知っておりますと答えたのが理事長だけで、あの方には知りませんか、同業者なので名前ぐらいは聞いたことはありますというようなあいまいな答えでございました。

私の聞きました印象としては、20億円ものお金を借りて、一緒に協業組合を立ち上げてきたというようなことは、とても思えないようなそのような思いでありましたけれども、当初の貸付、県は問題がなかったというように思われているのかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

○奥田副知事 公契約条例の制定についてのお尋ねでございます。

ハイミールの問題につきましては、昨日からの関連もございますので、商工労働部長からお答えをさせていただきます。

公契約条例の制定について、いわゆる末端の労働者にまで適正な賃金がわたっていないという質問が本会議でもございました。知事もそのときの答弁で抜きうち検査も含めてそういう調査をしていきたいとは答えておりまして、それも全然かわっていないところでございますけれども、県としては、発注の仕方につきましては、同業者に対しまして指定管

理者の方も同様ですが、そういった最低賃金を下回るような価格設定はしておりません。

ただ、今井委員がお述べのように、指定管理者制度については、そういう調査をしないのかというお尋ねですが、実態的にそういうような実態があるとするなら、それはその指定管理者に対して指導をしていきたいと思えます。今のところ、我々としてはそういう事実は把握しておりませんので、そういうのがまいりますれば指導していきたい。

それから、条例の制定についてでありますけれども、これは一般質問で知事が答弁したとおり、国における公契約の制定について、意見書も採択された経緯もありますので、こういった動きを見ながら、国の法制度の動向も見きわめながら検討を加えていきたいと思えます。

以上でございます。

○福田商工労働部長 ヤマトハイミールに関係いたしまして、委員が調査されました元県職員について、貸付にかかわっていたのかどうかというご質問でございます。

その方につきまして、当時昭和59年から商工労働部に在籍しておられましたのを県の職員録で確認いたしましたところ、その方は、この間、昭和59年から63年まで商工労働部の当時の中小企業指導課、あるいは中小企業指導所の商業係、あるいは庶務係の職におられました。そして、平成元年には、奈良県食肉公社の業務課長補佐に転出をしております。

したがって、これから言えることは、ヤマトハイミールへの貸付の職務については、当該代表者はかかわっていないのではないかと考える次第でございます。

二つ目の貸付自体に問題があったのではないかとというご質問でございますが、貸付につきましては、県の当時の中小企業事業団が協働して事業計画などについて検討した上で、適切な貸付を実行したものと考えているところでございます。

以上でございます。

○今井委員 お答えありがとうございます。

公契約の方につきましては、国の方向を見ながら検討を加えていきたいということでお聞きしましたので、いろいろな県が行っております委託業務や指定管理者の実態をよくつかんでいただき、そうしたことがないように、こうした公契約条例をぜひ制定していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

それから、このヤマトハイミールの関係ですが、商工係と庶務係の仕事をして、その後、食肉流通センターということで、かかわっていないというお答えでございました。しかし、この食肉流通センターの建設とヤマトハイミールというのは、セットにしてされていた事業だと理解しております。そして、食肉流通センターの残渣の処理と悪臭対策をするために、ヤマトハイミールが必要だと、もっと早く開始をするべきではなかったことにつきましても、そうしたことがあるので、ヤマトハイミールをつぶすことができないのだということが、この間のやりとりの中で何度も繰り返されてきたわけでございます。

そういうことから言いますと、全く関係なかったのではないと思うわけでございますが、これはこれ以上言いましても、あったなかったというような話になると思いますが、当時、奥田副知事もこの工業の方でこの貸付にかかわっておられたのではないかと思いますけれども、実際にそうしたかかわりが、どのように行っていったのか。国の中小企業事業団といろいろ相談をしながらしていったというようなことなのですけれども、当時のことを問題がなかったかということをお尋ねをしたいと思います。

この中小企業の事業団の関係ですけれども、なぜこの方がこれほどリスクの高い物件を購入されたのかというところが、非常に疑問を感じております。そして、全く個人の方が買われたということであれば、問題ないと思うのですが、中小企業のそうした仕事をされているという立場の方が買われたということで、少し懸念がございます。

平成18年のときに、県が高度化基金にかかるヒアリングを中小企業事業団との間でやっておりますけれども、そのヒアリングの中では、本来回収をするべき立場ではないかと思えます中小企業基盤整備機構が、県に対しまして、高度貸付基金の督促以外に経済的な支援はできないのかということを探しているということがございまして、この中小企業基盤整備機構というのは、一体どういう立場のものなのかなということを感じているわけでございますが、その点、再度お伺いしたいと思います。

○奥田副知事 商工労働部の中小企業指導課に在籍をしておりましたときに、このヤマトハイミール食品の統合計画につきましては、当時この第二係長としてかかわりを持っていました。

今お述べのかつて県におられた方についてのかかわりということなのですが、それは絶対ではありません。私自身が診断に参加をしておりました一員でございます。当時、中小企業事業団の主任研究員と、私は経営にも、それからもう一方の県の職員は、環境衛生にか

かわる排水対策の問題ですとか、そういう技術的な診断を一緒にやっております、国と県と一体になった総合的な診断をやった結果で、高度化資金をお貸しをしたというのが実情であります。

それから、委員がご指摘になっております土地の問題であります、これは、余分なことを申し上げるかもわかりませんが、その情報は、私どもが破産管財人の報告書を見て、我々は債権者でございますので、それを見たという状況です。そして、原告の代理人の弁護士から、今後の裁判の進展について必要な情報を開示してほしいということがありまして、私どもの代理人から原告の代理人に破産管財人の報告書を開示をした。その結果、その報告書の中に書いてあることが、今の今井委員のご指摘にあるような事柄について、私どもに答弁を求められましたが、答える立場にありませんので、それは当事者同士が、厳格に言えば債権者が見られる立場の報告書でございますので、そういったことについてその報告書の取り扱いについては、慎重に回答をさせていただきたいという思いです。

それから、当時の中小企業事業団、今の中小企業支援機構、この立場はどうなのかということをおっしゃいましたが、これは私どもの競合融資をする国の機関でございます。特別法人でございます、そういう国と県の負担割合でもって事業費の80%を無利子で貸し付けるという立場の団体でございます。

以上です。

○今井委員 今いろいろお答えをいただきました。当時診断にはかかわっていなかったというようなことでお聞かせをいただいたわけですが、一連の流れを見てくる中で、非常に一般県民の感情からいたしますと、優遇されているというか、おかしいかなという印象を持つわけでございます。

今、中小企業を営んでおられる方は、本当に大変な思いで皆さんされておまして、破綻などをされますと、家も全部なくなってしまう、どこかに行かなければいけないというような方もたくさん知っているわけですが、県に対しては実際に返済や6,000万円ぐらいしか返されていない。そして、後はこれで終わりというようなこととございますと、納得できないというのが、率直な思いでございます。

このことにつきましては、いろいろ裁判なども取り組まれておりましたので、そちらの方でも最終的に結論が出てくることだろうと思いますが、このようなやり方、県はこれを、もしつぶしてしまったら、食肉流通センターの残渣の処理が大変だというようなことを言

っておられました。食肉流通センターの残渣処理は、倒産後どうなったのですかということ、を以前に質問いたしましたところ、それはよそに回っておりますというお答えをいただいております、それであればもっと早く回収するべきときに回収ができたのではないかという思いをしているわけでございます。

いずれにしても、これにつきましては、県が長い間貸したままで放置してきたのではないかと考えておりますので、意見だけ申しあげて終わらせていただきます。

○井岡委員 まず、1点目ですが、先日の9月議会において一般質問の中で、行政評価と現状と今後のことについてお伺いしましたけれども、知事からはPDCAの考え方が実践するのが大切であるという、これは9月議会だけでも違うし、その前の12月議会でも再三言われておりました。

ただ、今回、決算審査特別委員会に入らせていただきまして、「平成20年度主要施策の成果に関する報告書」と、そして「重点課題に関する評価書」が参考資料として提出されておりますけれども、これだけの内容で審議するというのは、非常に難しい。かと言えば、この予算案の概要の予算案のときは施策全部出してあるんです。例えば、この中の評価、やめたいろんな形で細かく出してくれたら、別にこれで事務事業が、末端の事業がわかるわけでありまして、そして施策に関しては、報告書もございまして。そして重点課題に関する評価、これは知事が毎年出されております、ことしだったら2009の行財政改革プランに対しての重点課題に関する評価がされております。抜けているのは、これと政策評価、大きな部門でございまして。

今後、考えていただきたいのですが、特にチェック、そしてアクトにつなげるこの部分が一番大事だと言われますけれども、おととしも決算審査特別委員会に何回か出させていただいておりますけれども、余りかわりばえのない。もう少し我々にもわかるように審議する細かい資料が必要だと思いますが、今後どのようにされるのか1点お伺いしたいと思います。

それから、もう一つ政策評価だけではなく、再三、土木部、農林部の際に言ってきましたけれども、一番はじめは政策部門にも質問させていただきました。公共事業評価、そして大規模事業評価、公共工事だけで大規模な事業に対しての評価、ある程度50億円以上の大規模、30億円以上の大規模のようなことも土木部、農林部だけでなく、政策部門が中心となって、実際行われる土木部門、農林部門が一体となって事前評価、着工するかど

うか。この少ない予算でありますから、集中的に事業を進めなければいけませんので、そんな中で、トータル的に物事をこれからは考えていかないと、特に政権もかわりまして、これからはひもつきの補助金をなくすと言われておりますので、交付金でも民主党、たくさん来ると思いますが、県で自由なお金がこれからだんだん使われますけれども、その使う限られたお金をどうしてもここに使いたいという理由の説明も必要ですし、地域的なこともあるし、ただ単に、費用対効果、便益だけでもするわけでもなし、地方、地域のへき地とか、そこらの全体的な件も考えて、事業を行わなければならない。

その中で、ただ単に今までは補助金をもらってこの予算がつきましたから、こうしてあげますと、最後の際になって決まるという一連の作業をされていましたが、そうではなくてはじめからみんなに公表して議論していくような、もちろん議会にもそうですし、一般の県民にもしていただくという形でやっていただきたいと思っておりますので、他府県では、最近そういう全体的な評価委員会をされております。今後、これらを踏まえて、公共事業及び大規模事業に関しては、政策部門を加えて評価をするべきと考えますが、この点も聞きたいと思っております。

それから、3番目の審議会、全部局にわたって言わせていただきましたが、審議会は県の知事の附属機関で、知事が任命できる権限もあります。重要な案件、計画、長期計画、中期計画に関しても、そして条例に関しても審議会を得なければならない。議会を迂回、議会をスルーするような、一番知事部局の強いところでございますけれども、それを後ろを押して、これで条例をつくりたい、計画をつくりたいということで、重要なところでございますが、この前から言っていますけれども、運営の進め方、議論の方法、委員の選出、時間の配分、なかなか議論ができなかったということをおっしゃいます。

諮って公開はどうですかと聞く前に、ある部会であればはじめから公開です。テレビカメラが初めから入っていました。そういうところもあるし、どうしようかをみんなに聞くためにそれだけで30分審議する審議会もございましたけれども、統一して、明らかに公開が前提ですよ、非公開するならば特殊な事情があれば別ですけれども、それを全面的にさせていただきたいし、ある審議会なんか概要版で議事録が作成されてきましたけれども、当然、議事録も概要版ではなく、氏名を公表して、議論の中身もちゃんと入れるのが、平成20年度の総務部長が書かれた指針の中での方向性だと思います。それも知事の考え方でそれをされたと聞いております。

その中で、抜本的な改革が必要であると思っておりますけれども、この審議会について今後ど

ういう形であるのか、全課統一してやっていただきたいと思いますが、それについてお尋ねします。

それから、長期水需給計画、今は地域振興部ですけども、これもこれだけと違って水道局、河川課、治水のところも河川が入りますし、複合的に重なっている課が絡みあっているわけです。その中で、これから利水も給水も絶対減ってきますし、後で水道局のところでは、特には水の需要も減る。大滝ダムがまだ不透明である。不透明だと言われながら長年待って、そして市町村も設備投資もできなかった。そして農地が大分減ってきましたので、利水も減っています。

ただ、利水の関係に関しては、今までの既得権というのがありますし、昔から大和平野というのは、水が大事なものでございます。それを吉野川の山間部の方々からいただいているということは、いつも感謝しないといけないことですけども、その利水も有効に使わないとならない。吉野川の水を使い放題だという考えでは、これからはやっていけない。

そんな中で、大事な部分を吉野の山間部にいただいていることを感謝しながら、大きく長期水需給計画をこれから立てていただきたい。そして、それを今後、この間の答弁ではもう近々かえさせていただきたいという意見もいただきましたが、これに関しても最低1カ月前ぐらいには、我々議会にも示していただいて、これは議決案件でございますので、事前にしていただきたいと思いますが、これに対してご答弁をお願いします。

それから、水道局でございますけれども、奈良県営水道事業中期計画が平成21年度で終わりますので、今後また改定される。これは議決案件と違いますが、この中でも水需給が平成17年度からずっと横ばい状態が続いています。市町村でも今後、かなり水の需要が減って、田原本町では値上げをして計画を立てたのに、水の需要が減り、値上げしたのにいまだにずっと赤字が続いているような状態で、隣の町でももうできたら県営水道が高いから減らさせてほしいと。大滝ダムが延びたおかげで、設備投資が結構していますので、県営水道の半額ぐらいで設備投資をしても、自己水で賄える市町村が多いのです。

ただ、香芝市や三郷町のように水の出ないところもありますが、結構盆地では井戸を掘れば水も出るし、自己水も確保できることが多いです。その中で、これからの水道事業については、今回我々も一番議論していたところでございますが、経営計画を来年に立てられる。そして、さっきの長期水需給計画も策定を検討される。その中で、この間、大門ダムもできて、片や川上ダム撤退負担金をまた後から出さないといけない。それについても聞いていなかった話ですが、その中で、水道のあり方というのは大切なことであるし、

市長の皆さんがお聞きですので、値下げをするのか具体的な返事は要りませんが、今後どうしていくのか、お伺いしたいと思います。

それから、土木部のこの間の質問の中で、諸計画の議決案件、初めて出てきたのが去年の11月議会で土木部からいきなり15日ぐらい前に、各派連絡会も議会運営委員会も終わっている1カ月前の後に、いきなりこの道路の計画が出てきましたので、基本的なことだけですけれども、そのとき結構怒りました。何で今ごろ出すのだと、何も11月に出すのだったら3月に出したらいいのではないかと。中途半端に参考資料を後ろにつけて、個々の道路についてこの道路を行うということを書いておりますけれども、それなら参考資料と書かない方がましだと。だったら、きちんとしたものを提出して議会にかけて議決したらいいのに、もう15日しかありません、どうにか通してくれと、これが一番初めの議決案件でしたが、事前から出していただくのが当然でありますし、また今後、細かい後の部分、基本的なことは議決しましたけれども、細かい部分に関しても後から議決案件にした中で出さないでおきますと言って、細かい道路までいっぱい書いてありました。議員も地域的なこともあるから、いろいろな話もありましたが、それをまたもう一度新たに議会に出していただきたい。この部分を出しますということをお願いしたいので、答弁をお願いします。

これは最後お願いですが、その中で諸計画ですけれども、うちの議会のあり方も今までどおりにはいかない。これからは先ほど言いましたけれども、活発に議会活性化を行う上で、これからは議会事務局とともに充実していかなければならない。その中で、最初に言っていたが、側面から支援をしてほしいと思いますのでよろしくをお願いします。また、諸計画に関しても、事前の2カ月前には出していただきたい。それがお願いでございます。

以上でございます。

○奥田副知事 総合的な政策評価の問題と審議会の問題でございます。

まず、1点目の総合評価の問題ですが、先ほど井岡委員がご指摘になった一般会計、特別会計の予算の概要、これの中でいろいろ各部門ごとに記載しています計画している事業、この評価につきましては、各部局でそれぞれ個別にやっていくところであり。ただ、井岡委員のお述べのように、すべての事業の流れが最後まで一つの意見の冊子になってつながっていないというようなご指摘のとおりになっているわけですけれども、これについて今後の一つの課題として研究を進めてまいりたいと思います。

ただ、個別のそれぞれ事業評価をやる上で、それは一つの施策の中に組み入れて、それぞれの個別事業を振り分けをして、そして、その中で例えばこういうところが合体すればいいのではないかと、これは廃止すればいいのではないかということについての組みかえを行っておりまして、そういう政策評価というのをやっておりますので、今後そういうところで、一連の流れがわかるような会議の仕方をやっていきたいと思っております。

井岡委員ご指摘のとおり、チェック&アクションというのは、非常に大事な部分でございますので、この辺のところはまだまだデータの生かし方とか、評価のノウハウとかいうものが、まだ熟知しておりません。そういった事柄をよく勉強しながら、これから進めていきたいと思っております。

次の審議会の問題でありますけれども、これは一応委員お述べのように、当然のことながら、我々も公開と非公開の部分については、きちんと基準分けをしております、例えば公開の審査会と言いますのは、例えば施策に関する政策の策定という分野の中で、一つの事例として例えば国土利用計画審議会であるとか、森林審議会であるとか、こういったもの、それから施策の重要事項の調査審議の中では、環境審議会とか、都市計画審議会とかというようなものにつきましては、これは公開でございます。

ただ、先ほど委員がお述べのように、審議会を開いたときに、これは公開するか公開しないかというような議決を取っているというご指摘がございました。これはお述べのとおり、原則公開です。ただ、非公開の部分もその中にはございまして、例えば不服審査に関する審議でありますとか、試験問題の作成の問題、行政処分等の問題につきましては、これは当然のことながら、非公開でございますので、こういった基本的なところでは、原則公開にするところは公開にしているつもりであります。

ただ、先ほどお述べのように、細かい話になりますが、ホームページでアップするわけですけれども、概要だけが出ていると、例えば奥田がどういうことを言ったとか、こういうことを言ったとかいうことについて出ていないということですが、これは本当に事務処理上怠慢ではないかということで、これからそういった公開をしていきたいと思っております。

○窪田副知事 まず、大規模な公共事業などには、政策関係の部局も評価に参加させていくというご指摘でございます。

ご指摘を受けまして、いろいろ考えておりますけれども、事実上、正直申し上げて評価

を具体的に行うということは、知識の面なりあるいは人的な資源の面で考えても、事業部局が主導して行ってもらわなければいけないと正直思っております。ただ今、ご質問の中にもありましたように、P D C AのC Aが大事でございますので、評価も含めて予算に反映していくということですが、成功している事例をあまり聞きませんが、しかし奈良県においては、先がけとなろうという意欲でやっておりますので、そういう意味で政策部局も評価を活用していく体制はつくっていかねばいけないと思っております。

ただ、それ以上に土木部にしても農林部にしても、ブルドーザーを動かせばいいということではなく、立派な政策部局ですから、事業をすればいいという意味ではなくて、そんなことは今でもないと信じたいですが、きちんと政策判断をして事業を企画して実行していくという意識改革も引き続き求めていきたいと思っております。

それから、長期水需給計画、2カ月前ぐらいには提出してくださいということですが、ご指摘のとおりにやっていきたいと思えます。

ほかの質問については、関係の部局長から答弁させていただきます。

○三毛水道局長 水道事業に関しましてお尋ねでございます。

町村水道、あるいは県営水道ともに、公的に運営をしていく必要がある。また、水源の確保などにも当たっていく必要があるというように考えておきまして、質問でもお述べいただいておりますけれども、現在は、中期の経営計画をもとに県営水道事業を運営しているところでありますけれども平成21年度で終わります。新たに平成22年度に次の10年間程度を目標としておりますけれども、長期の総合計画というものを確定する必要があるというようなことを考えておきまして、現在取り組んでおります。その際には、これも質問の中で、いろいろとお述べいただいておりますが、市町村の自己水との関係もありまして、県営水道との量をどうするかという問題、あるいは高い安いという問題もありますので、料金制度をどのようにしていくかなど、しっかりと検討の中では取り組んでいきたいと思っております。

また、こうした見直しにつきましては、そうした視点、考え方を整備をいたしますとともに、議会の方にもご審議をいただくことを考えておきまして、それらのデータなど、あわせて考え方をお示しをしていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川崎土木部長 道づくり重点戦略個別計画の取扱いについてのご質問をいただきました。

重点戦略は昨年5月に道路特定財源の一般財源化という中で、ますますこれから財政が厳しくなるという中で、めり張りのある事業の進め方が必要だろうということを受けまして、このような基本的な方針を策定し、昨年の12月議会で議決をいただいたところでございます。

現在の状況でございますけれども、これを受けまして、実は渋滞とか交通事故につきましては、どのように効率的にやっていくのかということはこの重点戦略の中に書いてある計画でございます。例えば渋滞でありましたら、奈良県みんなで作る渋滞プラン、あるいは交通事故対策であれば、奈良県みんなで作る交通安全プランという形で、それぞれ所管の委員会にその策定過程を報告しながら、今取りまとめているところでございます。

この計画は、例えば5年間これだけの事業をやるというようなプログラムの中身を規定するような計画というものではなくて、むしろどういうところを重点的にやっていくのかという基本方針を定める計画であります。そういう意味で、この基本方針が定まれば、各年度の予算は、これに沿って議会のご承認をいただいていくという手続を踏んでいくものをイメージしております。

ただ今、ご指摘ありましたように、プランの中身についても審議体制をすべきではないかということございましたので、その方向で検討していきたいと思っております。

ただ、先ほど2ヶ月云々と言われましたが、これは策定過程から県民あるいは担当委員会に適宜報告する形でやっていきますので、たくさん資料をまとめてお出しするというものよりも、策定過程の中でむしろ開示をし委員会で議論していただく、あるいは県民に公表しながら進めるという手続をとりますので、その点をご了解いただければと思っております。

以上であります。

○井岡委員 ご答弁ありがとうございました。

1点目の評価のことですけれども、きょうはこれは質問にはしませんが、全体的な政策評価も大事ですし、そして、今回質問しませんでしたけれども、体系的な見直し、ニューパブリックマネジメントでは縦の弊害をなくすために、すぐに重要施策に対して動けるような強権的なリーダーが一人おれば、それをすぐにぱっとするようなそういう形を他府県でも結構取り入れられております。そんな形で、それも含めて今後考えていただきたいと、

評価の面に関しても、そして大きい政策評価に関しても見直していただきたいと、これは要望しておきます。

そして、次の2番目ですが、公共工事業評価です。これも、決して農林部、土木部だけで先ほど言われましたように、信用していると言われていましたけれども、信用するかしないか、この間の知事の顔を見ていたら、非常に苦渋の顔をしておられましたので、今後、事前に最終的な判断を部長、知事、副知事にも事前からデータを示して、きちんとやっていきたいと。決して信用していないわけではございませんが、技術屋職でずっと来ると、事務職の考え方もいろいろあるし、トップの考え方もいろいろあるし、それに応じて物事というのは、知事は選挙で県民から選ばれて、自分のしたいことがありますので、その辺をきちんと整理をしていただきたいと思います。

それから、次に審議会ですけれども、これはホームページの中の議事録が概要版ではなくて、実際、審議会に入った中で、後で署名してくれと言われたのが、名前も入っていないし、議事録も概要版だったので、そういう審議会もありますということで、意見を申し上げました。その中で、当然ホームページもですけれども、最低限、議事録ぐらいは署名するのだったらきちんとしてほしいという意味でございます。

そして、審議会ですけれども、前から再三言っていますけれども、長期間審議会委員をされている方、これはある審議会だったら、特に何十年もされているドンの方もおられるところもありますし、いろんな審議会があります。その中で、2年交代とか5年交代とか、せめて何年かで交代して、前に答弁いただいたと思いますけれども、まだやっていないところもございます。そして、各業界の団体、それから業界の団体だけではなく、地域で分けて配分しているとか、いろんな今までのしがらみみたいなものもありますが、それも一遍ごろっと検討をかえていただきたいなと思っております。

この辺だけ、もう一遍、前向きな答弁をいただきたいなと思っております。

そして、土木部のことですけれども、これは水道局でも一緒ですけれども、正確なデータをもっと示していただきたいと思います。別に信用はしておりますけれども、最近、この間言った滋賀県の嘉田知事ではないけれども、行政のデータにだまされるなというように言われておりますが、その中で事業を進めたいからいいようなデータではなく、いろんな形で、本当にいいデータとなるよう考えていただきたいなと思います。

それから、6点目の道づくり計画ですけれども、これは委員会とかに示されて議論をしていただくのは結構でございますけれども、県会議員というのは、小中選挙区ですから、

地域のことがありますので、委員会に入るメンバーは限られています。予算審査特別委員会に付託したときでも、委員会に入れるメンバーは決められておりますので、事前に個々にいくより、会派なりにこういうことがありますよとかいう説明をいただきたいと。いつも知らないままに議決が最後に出されるものですから、こういう計画でも、便益も大事ですけれども、それだけではなく奈良県独自の地域性、緑を守る、山の救急のための命の道だとか、そういうようなものも含めて、奈良県独自の便益手法を取り入れていただきたいなど思っております。

以上、この土木部だけもう一遍何かご意見がありましたら、答弁いただきたいと思えます。

以上です。

○奥田副知事 審議会のことについて、再度ご質問ございましたので、お答えしたいと思います。

審議会委員の任期と人選の問題であります。一応、今のところは、審議会の委員は70歳を最高限度として、10年の限度を切っております。ただ、委員会によっては、専門性とかという問題がありますので、それを超えてやっておられる方も中にはおられますけれども、これからはいろんな他府県の事例もよく研究をさせていただいて、できるだけ専門性の高い先生方は当然のことなのですけれども、一般県民の方もそういう形で参加できるような審議会の形態について、しっかりと考えていきたいと思えます。

○川崎土木部長 先ほども申しましたが、個別の計画、中山間地域の防災対策であったり、あるいは渋滞対策と、それぞれのテーマも関係する県民の意見の聞き方とか、づくり方もそれぞれ違いますので、策定のアプローチというのは、かわっております。先ほど担当委員会だけではなくということでございますので、いろんなステップで県民の意見を聞いて、それをまとめて意見を紹介していったりしますので、そういうときに、なるべく皆様に伝わるように工夫していきたいと思っております。

以上であります。

○井岡委員 これで最後にしておきます。

今度また県外調査で静岡県に業務棚卸方式について勉強をしに行きます。そし

てまた、議会運営委員会で、岩手県、福島県、宮城県に勉強しに行きますので、その折には、また成果を質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで終わります。

○浅川委員 それでは、大きく2点の質問をさせていただきたいと思います。

一つは、平成20年度決算における不用額についてであります。ずっとこの不用額を聞いてきたわけですが、平成20年度の一般会計の決算状況を見ますと、最終予算額が4,887億円に対して決算額は4,531億円、また平成21年度への繰越額が206億円ということで、その結果、不用額が150億円ということになっているわけであり。

この不用額について、それぞれが妥当なものかどうか、これをしっかりチェックしておくことが、決算審査において非常に重要なことではないかということを考え、各部局において質問し、それぞれご説明をいただいたわけであり。

早速、一般会計の主な不用額についてきょう資料提供をいただいたところでございます。大変短いタイトな時間の中でよく出していただいたなど、心から感謝を申し上げますが、あえて言うならば、この資料をこの決算審査特別委員会の始まる前に提供いただきかけた。これによって、もう少し詳しく議論が深まるようなそんな状況をつくっていただきかけたなと思うところであります。

それで、ポイントを申し上げますと、例えば福祉費や健康安全費、これは主に社会保障関係費が当初の見込みを下回ったということが主な原因、農林水産業費や土木費、これは公共事業などの国庫補助事業について、国による予算配分の結果、当初見込んだ国家認証額がもらえなかった。あるいは、工事の入札による事業費の減、あるいは維持管理費の執行残によるもの、このほかに貸付金の実行による執行残とか、金利の低下による公債費の利子の減少、災害の発生が幸いにも少なかったことによる災害復旧費の執行残など、とにかく多岐にわたっておりまして、これらの結果、合計150億円もの不用額が発生したというもので、これらについては、説明を受けたとおりに、おおむね理解をしておきます。

しかし、一方で県の取り組みが不足しているのではないかとと思われる点もありました。例えば、妊婦健診の補助金については、国の緊急対策補正予算を活用して、2月補正に計上されましたけれども、余り実施されていなかった。これについては、市町村の動きが遅かったということが原因のようでありまして、これも県から市町村への働きかけを

もう少し早く積極的に行っていたらというような反省点、こういうものが見えてくるわけでありまして、平成21年度においては、相当ふえたという説明を受けておりますので、念のために申し上げておきますけれども、こういったこともありました。

また、病院特別会計の補助金について、これは医師確保、看護師確保ができずに、人件費に不用が出たとの説明を受けましたが、これはまさに奈良県の実情をあらわしているものと言えるわけでございます。

公共事業についても、国認証額の影響ばかりだけではなく、用地交渉の不調によるものなどの、こういうものが多く含まれていると思います。県内道路には、用地を確保できずに、あちこちで2車線の道路が局部的に、まだ狭まっている箇所が随分残っております。最近では、収用手続きとか積極的に行われているということでもございますけれども、このような事例も多く残されているということでございます。

こういったところは、今後より一層のご努力をいただかなくてはならないところであります。よく言われることではございますが、先ほど井岡委員の中にもございましたけれども、予算を計上すれば、それでよいということではなくて、実行して効果を出して成果を上げていくということが、意味があるわけではございまして、もちろん各部局において、この点を十分留意して、日々、ご努力をいただいていると思っておりますけれども、今回のこの決算審査を機会になぜ執行できなかったのか。再度、その不用額について分析されて、今後に生かされるようお願いしたいということでございます。

以上、不用額に対する意見を述べた上で、副知事の所見をお伺いしたいと存じます。

もう1点は、職員の倫理条例でございます。なぜこの職員の倫理条例を策定されたいかがですかという話を申し上げたかと言いますと、昨年、土木部において不幸な事件が起こったわけでありまして。それを受けて、入札制度というものを土木部で、相当ないろいろご議論いただいている、今も進行途中だと思っておりますけれども、その中で一つの議論がございました。

それは、設計価格とか最低制限価格、これを公表するのか、しないのか。こういう議論があったように思います。現在は、公表されているようでありますが、最低制限価格を公表する、公表しないという議論よりも、むしろ、職員の倫理条例の策定の方が大事ではないかなと思ひ始めて、そこでこの質問に至ったわけでありまして。

昨今、国、地方を通じた公務員の取り巻く情勢というのは、非常に厳しいものがありまして、高い公務員倫理の確立と、それと日々の業務の活動、この両方の県民、国民の思い

というものがあると思うのです。それにこたえるためには、まず職員の行動規範となる明確なルールを確立していただいて、県民の疑惑や不信を招くことのないようにすべきであるということが1点です。

それと、もう1点は、県民の皆さんとともに、開かれた県政ということで、協働というものを推進していく上で、地域のさまざまな団体というものがありますけれども、そうした団体と活動や交流、連携といったものを通じてやっていかななくてはならないというようなこともございますから、こういうことは非常に重要になってくると思うのです。そういうことから、職員の皆さんも現場に入る必要性が、これからどんどん高まっていくということで、本当にその中でいい仕事をやっていただくということになると思うのです。そうしたためにも、地方公務員法に定められた倫理原則のみだけではなくて、そういう新しい局面に対応した職員の具体的な行動の規範となるものが必要であるこのように考えておるわけでございます。現在、県当局はその点いかがお考えなのか、その点について伺いしたいと思います。

以上の2点だけです。

○奥田副知事　まず第1点目の不用額の方です。

これは、浅川委員ご指摘のとおりでございます。予算を組むときに、その事業の執行の見込みについて、それをうまく予測し、努力をしておれば、そういう不用額が最小限になるというご指摘だろうと思います。まさにそのとおりでございます。

ただ、県の予算というのは、相手方、いわゆる受益者にサービスを提供するものでありますから、極端な言い方ですけれども、100%この事業を実施したら、これだけお金が要するというような形で予算に組まれているというケースが多い。

そういったことで商工労働部長を兼任したときに、一例で申し上げますけれども、制度融資の予算のときに、過去10年、20年の融資の実績というものをある程度わかっているわけです。その実績の中で、来年はこの程度組んでおれば間違いないのではないかといいことで、いろんな提案もしながら、ここまで来たわけですけれども、なかなかそういった行政の予算というのは、そういう形で作られる場合が多いですから、これからそういった形で、浅川委員ご指摘のように、見込みの部分を我々がどう勉強していくか、読んでいくかということが、非常に大事なことでございますので、まさにご指摘のとおりでございます。

先ほど、妊婦健診の問題でもおっしゃいましたけれども、市町村の取り組みにもまた認識もかわってまいりましたし、こういう見込みを読むのが可能な部分の事業については、できるだけそういった形のをこれから反映をしていきたい、そういったことを研究していきたいと思っております。

それから、倫理条例の問題であります、まさに国でも国家公務員倫理法が制定をされて、それをお読みになっているところでもありますけれども、ただ、いろんなおつき合いをしている中で、例えば奈良におられて懇談会などに参加したときに、どの机のどの席というのが決まっていなくて参加できないとか、いろん解釈が分かれている場合がございます、いろいろ難しい、過剰に反応しているという部分もあると思います。もちろん、会費を当然払った上でのそういう会合であったとしても、そういったような過剰な反応をされている部分がありますので、運用そのものが非常に難しいというものでございます。

ただ、職員倫理を明文化するという事は非常に大事なことでございますので、これからいろん国の倫理法の実績、それからいろん他府県の取り組み等も含めて情報収集をして、県としても勉強していきたいと思っております。

○浅川委員 ご答弁ありがとうございました。

その不用額の件、こういった観点でP D C Aサイクルのまさに重要な要素だと思いますので、県政の質の向上をどんどん上げていただくということにもつながると思いますので、今後とも、よろしくお願ひしたいと思っております。また、その辺の説明、情報提供ということになると思うのですが、その辺は今後も工夫をいただいて、できるだけわかりやすくみんなにその情報を提供していただき、それぞれ継続していただくということが重要かと思っておりますので、あわせてお願ひをしておきます。

それと、職員倫理条例でございますけれども、確かにいろん条例ができています県もあって、ホームページを見たりしておりますが、いろん議論があるのも事実でございます。ただ、実際に職員の皆さんもいろん行動される中で、反対にそれぞれ個々においては、悩まれるケースも随分あるのかなと思うのです。ある意味、一つのガイドラインにもなると思ひますし、それはそれで規則というようなことになってまいりますと、いろん突き詰めなければならないこともあるかと思ひますが、そういうものをつくられた方が、職員の皆さんも楽になれるのではないのかなということもありますので、その意見を申し上げておきたいと思ひます。

それと、条例という形式を取っていただきたいと思うのです。なぜなら、公として職員の皆さんが、これはあるべき姿を県民の皆さんに改めて明らかにするということになるわけですから、これは県民の代表である議会の議決を経て決めていただくということがふさわしいと思いますので、ぜひとも職員条例というものをご検討いただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○**神田委員** この平成20年度の決算審査特別委員会の日程の中で、いろいろ質問やご意見を申し上げてきました。

その中で、先ほどから関連しているような質問で、せっかく予算化したことについては、しっかりと実行して消化していくことが基本だと、そんな中で、一つ特に思っていたこともありまして、いろんな質問やご意見を申し上げたのですが、そういうことも反省を踏まえながら、しっかりと平成21年度に生かしていくというような答弁をいただきましたので、おおむね良とさせていただきます。

ただ、一つだけお願いというか、意見を申し上げたいのですが、先ほど中野（明）委員が高山第二工区に関連してですけれども、医科大学の移転という件でございます。きのうも武末健康安全局長からいろんな医療に関しての思いを聞かせていただきましたけれども、それが何で医科大学、あるいは看護大学も学研高山地区へ行かないとそれが果たせないのか。これからのいろいろ奈良県の医療に関する大きな構想を生かしていく、それを成功させていくのには、学研高山地区へ移らないと何でできないのか。

それに対して、非常に不満やら不信やら思っておりますので、その辺のところをまず特に奥田副知事は、この県立医科大学、昔というのもおかしいですが、磯城郡と高市郡の共同病院として、特に結核病棟とか、その治療とかいうのに信頼を持って頼りにしてきた病院として育ってまいりましたし、今、医科大学附属病院になって、そんなところを橿原市、あるいはその周辺の地域の大きな心の頼りというのか、命や安全というものをそこにすがっていたようなところもありますし、そして、また今は橿原市もしっかりとそんな医科大学を支えながらやってくる。そういうところの経過、歴史を知っておられる奥田副知事からも、窪田副知事も言っていた方がいいのですけれども、何で学研高山地区へ移らないといけないのかというところをまず聞かせていただきたいと思います。

○**窪田副知事** 説明させていただいているとは思いますが、病院が移るということでもあ

りませんし、医大の附属病院ではなくなるということでもございませんので、むしろ病院機能に関しては、高度医療拠点病院ということで強化していきたいと思っております。そのためにも、現在、老朽化した施設を改築、拡充するためには、教育部門については移転するということが必要ではないかという考えであります。

また、なぜ学研高山地区かということですが、高山地区は既に奈良の先端科学技術大学院大学もございますし、その他のいろいろな100余りの学術研究機関がございます。その他の企業も含めて、たくさんの設備がありまして、先ほども申しましたが、非常に可能性のある地域と思っております。その中に、県立医科大学の教育部門ということの集積を図ることによって、さらなる発展が図られるのではかという思いで、今回こうしたご提案をさせていただいている次第でございます。

○奥田副知事 今、基本的には窪田副知事なり、昨日、また部局審査の中で述べられているとおりでありますけれども、今は広い視点で医科大学の今後の問題について検討しようという段階でございますので、そういったところにご理解をいただきたいと思っております。

○神田委員 この間からの答弁を聞いておりました中では、もう向こうへ移るといようなことを前提にしたような、答弁される方はそういうつもりで答弁していないと思われているかもしれませんが、聞き取る側としてはそういうところもあったので、待てよという思いで、声も大きくなっていましたのですけれども。今、そういう検討中という中では、地元としてしっかりとこれから意見を申し上げていきたいと思っております。

その答弁の中でも、やはりその辺の地域の人たちは、あの医科大学附属病院、これは医療の部分に目がいつているというようなことをおっしゃったと思うのです。学生なんかいるかわからないかわからないと聞こえました。でも、決してそのときも申し上げましたけれども、学生がいる町というのは、すごいその町には元気があると、そういうように解釈しています。この教育部門が移ることによって、教授や助教授、そういう人たちも向こうへ行ってしまうということに対しても、そんなこともひょっとしたら皆さん考えてくれないのではないかと思います。すごい今より以上に沈んでしまう町になってしまうのではないかなど。

橿原市は奈良県の第二の都市ですし、そしてまた中南和の中核都市ということで、リーダー的な立場でこれから一層伸びていかないといけないという中で、本当に若者が去って

いってしまうというのは、大変な問題だということを特に頭に入れて、これから検討してほしいなと思うのです。

近鉄八木西口駅をもっと南へ持ってきて、県立医科大学に来る人を1万人にふやそうという構想はあるらしいですが、これだって近鉄がどう出てくるのか。地元の同意が得られればということ、以前、社長にその話をしたときにおっしゃっておられました。教育部門は移るは、駅は同意が得られなくて結局来なかったとか、そういうネガティブな部分もしっかりと考え合わせながら、これを検討してほしいと思うのです。学研高山地区ありき、高山地区の充実だけではなくて、先ほどもそれは当然のことですと、窪田副知事はおっしゃいました。一方が栄えて、一方がだめになっていくというのは、やはり県の施策としてはマイナスだと思いますので、その辺も十分に考え合わせて、これから検討してほしいと思います。これ以上言っても一緒ですので、そういうことでよろしく願いしておきます。

○丸野委員 今、神田委員から話がありましたが、県立医科大学の移転問題であります、この奈良県の地域医療再生計画案というのがありまして、これを詳しく読んでいなかったのですが、中に書いてありました。これは、検討中ということですが、話を聞いておりますと、必ず持っていきそうな雰囲気でしたので、その点について、南和地域の委員の立場として意見を申し上げておきたいと思っております。

この案の4ページの①のところに、県立医科大学の教育部門と研究部門を移転されるということを検討されているということですが、先ほど中野（明）委員からもありました。学研高山第二工区について、今の状況を聞きますと、UR、土地再生機構が持っている土地が、計画の約60%買収されているようではありますが、当初は平成9年に住宅地として開発するために進められていたようですが、しかし、時代の変遷もありまして、それと山下生駒市長がここを市民の意向を受けて、計画をやめにすることで選ばれて市長になられたという経緯があります。

そこで、当選されてから、その開発はやめやと市長が言われたようではありますが、それを荒井知事が、いや、せっかくの開発だからということで、どうも具申に行かれて、そして開発をせっかくのこの場所だからということで、再開発を進めようとしているようではありますが、その中で、去年我が会派の粒谷議員が一般質問であったと思いますが、開発するについて、そういう開発をして成功するかどうかという問題を含めて質問をしました。そのときの荒井知事の答弁では、大学を持っていくと、その大学は、近畿だけではなくて

東京方面からしっかりした大学をもってくるのだと、そのために開発をやるのだという話でありました。

今聞きますと、大分苦勞されたようではありますが、なかなか東京の大学は、こういう時代ですし、少子化の問題も含めて、なかなか奈良県まで来てくれる様子もないようであります。そんな状態のときに、先ほどもありましたが、他府県から大学に来てもらうということについては、奈良県的发展を考えれば、これほどありがたいことはないわけでありませう。奈良県の中で行ったり来たりと、一方が減ってしまうという話もありましたが、そのとおりだと思いますし、その開発をするについても、地元の約4割がまだはっきりしていない部分がありまして、その方々もどうも反対の人もおるように聞いております。

そういうところに、先ほどもありましたが、戦後間もなくのころから共同病院と言われた時代から、中和の市民としては、何かあったらその医科大学附属病院があるからという安心感と、中南和の市民からすれば、中南和のいわばシンボルと言いますか、象徴的な部分を感じられます。北和に県庁があつて、中南和に県立医科大学があるんだと、これが我々の頼りなのだ。いわば中和地域の人のこころのよりどころみたいな大学病院なわけですが、その病院を開発することに反対されているような場所に持っていくということについて、これはいかがなものかと思っております。

検討段階であると言われておりますが、これだけ公になってきますと、中和地域の議員としましても、意思表示だけは今のところはっきり申し上げておくべきではないかという思いでおります。そういった意味で、副知事、実際のところ、地元のエゴだけで言うのではなくて、これを客観的に見ても中南和から県立医科大学をここへ持っていくということについて、先ほどの学研高山第二工区に、第一工区にも先ほどまだ塩漬けになっている土地1区画、2万平方メートル、8,000坪ほどあるわけですが、別に第二工区へ持っていかなくても、いろいろ問題があつて、どうしても生駒へということなら、第一工区の方にもまだ8,000坪ほど土地があるわけですし、聞きますと鉄柱をするだけの施設でない、網をかぶせたようではありますが、どうも7月にそれもとっばられて大学病院の教育と研究開発が、その8,000坪へ持っていってもいいわけなのですが、何で学研高山第二工区なのだという疑問を持っております。

県民の客観的な立場からしても、何で今ごろそういう医科大学を北和、いわゆる学研高山第二工区へ持っていくかということについて、腑に落ちないというか、納得できない部分がありますので、今、検討中と言われておりますが、実際のところどう考えておられる

のか。もう一度聞かせていただきたいと思います。

○窪田副知事 まず、県立医科大学附属病院ですが、現在、中南和地域の中核病院としての役割を果たしているということを認識しておりますし、その役割は今後とも果たしていただかなければならない。むしろ、手術や周産期機能、あるいはがんの治療環境など、さらなる充実が必要だと考えております。そのためには、高度医療拠点病院として新棟を建設するなど、さらなる整備をしていく必要があると。しかしながら、現在の県立医科大学の現状は敷地が手狭であり、施設内ではこれ以上の整備が難しい状況にあると考えております。

したがって、県立医科大学を高山地区にということを考えておるわけですが、他方でももちろん学研高山第二工区の開発自体については、この問題以外にも先ほどおっしゃったような地権者の理解をはじめとして、いろいろな問題があります。学研高山第二工区が客観的な判断のもとに進められないということになれば、当然医科大学も移転ができなくなるということになりますので、もちろんそこは、それぞれきちんと客観的に冷静に判断していかなければならないということは認識しております。

また、学研高山第一工区の話もございましたが、先ほども少し申し上げましたが、何が何でも高山地区に医科大学を移さなければいけないという考え方ではありませんで、むしろ学研の集積の機能、今とても十分に機能しているとは思えませんが、これをさらに発展させていくためには、ちょうど第二工区の場所は、先端科学技術大学院大学と学研地区の中心的な地域との真ん中にありまして、この部分を開発することによって、さらなる展望が開けると。そのときにどんな機能があることが望ましいのかということに立ったときに、医科大学というのは相当の貢献ができるだろうと、こういう考え方でやっておりますので、何が何でもどこでも高山地区に移せばいいということではありませんので、そういう意味ではいろいろな課題をクリアした上で実現したいということですが、繰り返しますが、県立医大病院の中南和地域での中核としての機能はむしろ拡充していきたいという思いでございます。

○丸野委員 北高南低、奈良県を見た場合、北に厚くて南に薄いと言われて久しいわけです。歴代の知事は、それを均衡ある県の発展のためにということで、努力していただいておりますが、なかなかそれもうまくいかない。地域間格差というのは、すごくあるわけで

す。その心のよりどころでもあります県立医科大学を北へということですから、本当にショック状態であるわけでありますが、今の副知事の話では、何が何でも学研高山第二工区へ持っていこうというつもりはないということですので、ちょっと安心をしているわけですが、本当にこの話が検討する前に、実際に今言われたように土地が狭いということと、建物が老朽化していると、こういう説明でしたが、手狭であれば、老朽化していればそれを建てかえるということですので、現地で建てかえられないのか。手狭であれば、駅の警察の北側から近鉄線の西側にも土地があるようですし、それは建築基準法の問題もあって、高さの問題もありますが、上へ高層化をしてもいいですし、いわば現地で建てかえができるかどうかということ、本当にこの計画を出される前に検討されたのかどうか。

それから、もし建てられなかったら、橿原市にもいろんな学校の跡地もあるようです。もっと南の高市地区に行けば、本当にいい広陵地帯、病院に適している土地、学校に適している土地というのが中南和にいっぱいあります、探してみれば。別に北まで持っていってもらわなくてもと思います。

北高南低という意味からしましてもそう思いますし、もう一つは、中南和のいろんな意味で経済活動と言いますか、いろんなところでこの景気が悪いと言われて、どうやっていくか。中南和をどう活気づけていくかということ、今皆さん悩んでおられるのに、こういう大学病院を医科大学だけと言えども持っていくということについて、市民の気持ちを逆なでしているような感じに受けております。

これについては、先ほど窪田副知事が言われましたように、まだ何が何でもということではないようですので、その辺を含めて、ぜひともいい病院をつくってもら、医療の再生を図ってもら、その辺のところも大切でございますので、南和でそういった施設を充実してもらえるように、一つ検討をしていただきたいと思います。これは答弁もよろしいですので、ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○森山副委員長 県立医科大学の移転の件でございます。

御答弁もいただきましたが、要は中南和地域にとっては、今回の医科大学の移転が先ほど副知事もおっしゃった、移転することで病院の機能がさらなる充実、整備につながるというようにおっしゃって、大学は離れるけれども、医療はよくなるということが前提だということにお答えではいただきましたけれども、地域、地元にとっては、そういう受けと

め方にはとても結びついていないというのが現状なのです。その心配というのは、先ほどから出ていた北高南低にかかわるにぎわいのあるまちづくりの観点からもそうですし、これまでから地域医療の計画というのは、いろいろ立てられて進められていた結果が中南和地域の医療の現状ですけれども、今でさえ中南和地域の医師や看護師の手が足りていないから起こるいろんな医療に対する課題というのは、中南和地域にたくさんあるのです。

それは、この間から答弁にも上がっていましたが、県立医科大学の中のNICUの件にしても、看護師が足りないという件もそうですし、数年前には大きく注目された妊婦の搬送事案でもそうでしたし、中南和医療で食いとめようと思っても食いとめられない現状が今までからあるのです。それが今の奈良県立医科大学附属病院の現状であるのに、県立医科大学は離れますけれども、医療がよくなるというウルトラCみたいな考え方というのは、どこから出てくるのかということが、余りにも話としてはいいけれども、実行できる裏づけや担保みたいなものがなさ過ぎるので、地域としては心配で仕方がないと思うのです。私も当然その一人なんですけれども、その不安というのが完全にぬぐえない限り、医科大学がやはり離れるということは、賛同はできかねると思います。

そこで、いろいろ出ていますけれども、なぜ県立医科大学が残る方がいいのかというのは、医科大学が離れることによって医療が低下する心配があるからということですからけれども、その心配をなくせるものというのは、今どういうものをお持ちいただいているのでしょうか。学研高山地区への移転にならなくても、先ほども出ましたけれども、橿原市内にもそれにかわる土地というのはあるように思いますし、なければ橿原市や中南和地域の人が、真剣になってその医科大学の移転の場所を探してくると思います。

そこまでしても、医療の形態、にぎわいのあるまちづくりを中南和から低下させないというような強い思いがあるからですけれども、そういうまず医療の問題として、先ほど副知事がおっしゃった県立医科大学は離れるけれども医療の充実はできると、機能を充実するとおっしゃられる担保みたいな心配をなくすようなこと、それを先に示していくことが大事ではないかと思いますが、このあたりのことは何かお答えいただけるものはありますでしょうか。

○窪田副知事 県立医科大学附属病院の機能の充実ということですが、まず医科大学附属病院は現在も中南和地域の中核病院ですので、今後はまず手術機能、それから周産期機能の強化のために新棟を建設するなど、さらなる充実をしたいと思っておりますし、将来、

大学施設が移転する場合には、余裕のできた敷地で外来等の整備などに取り組んでいきたいと思っております。これらによって、病院機能については、充実していくと思っておりますし、その一体については、地域医療再生計画でもお示ししているところがございます。

ただ、先ほどから地域のにぎわいの方はどうなるんだという厳しい御指摘をいただいております。駅ターミナルの整備を含めて、医療と福祉が一体となったまちづくりを進めることによって、その面でもきちんと対応していきたいとは思っておりますが、まだまだご理解をいただいくためには、今後ともいろいろと努力してまいりたいと思っておりますし、それから、また来年に向けて中南和振興計画の策定を進めておりますので、その他の面も含めて、決して南を軽視するということではありませんので、我々としていろいろな取り組みを示していきたいと思っております。

○森山副委員長 ぜひその軽視しないというのを大前提でお願いしたいと思っております。また、今度、南部振興議員連盟もあります。そのときにも地域からいろいろ声は上がると思っておりますけれども、この医科大学が離れるということで医療が充実するというのが、地域医療再生計画の中で示されていることが、どこまで実現できるのか。

今までから、いろんな地域医療をよくしていこうという計画があって、今なお、この手が足りない状態が続いているのに、計画はアドバルーンとして上がっても、それがどこまで達成するのかというと、上げたのはいいいけれども、現実には追いつかなかったというような今の状況がこれから先もあるのではないかなという不安がどうしても出てくるので、その不安を払拭させていただきたいと思っておりますので、ぜひそのあたりをよろしくお願い申し上げまして、総括の質問は終わらせていただきます。

○森川委員 総括で質問はしないと思っておりましたけれども、今、丸野委員から医科大学の移転問題に対する質問をされました際に、委員会のときに聞いた答弁と多少ずれたところがあるのかということを感じまして、委員長に特別に質問の機会を与えていただきました。

先日、委員会で大学の移転、地元の問題、また病院と大学を分けて本当に医大としての大学の機能は継続できるのかどうかという質問と、また地元への対応、それで質問をさせていただいていましたけれども、ただ、今一番大きな問題は、この間、予算審査特別委員会で本当に唐突に出てきたように受けとっていた。ただ単にこういうような構想をすると

いう話に受け取ったのですけれども、今、副知事からの話を聞かせていただいたら、もう段階的に学研高山地区ありきの話で進んでいるとしか言いようがない。答弁を聞かせていただいた中に、早急に整備をしなければ、手狭でどうしようもない。そんな今の医科大学の手狭な状況の中で、これから学研高山第二工区ということで、下手すれば何十年かかるかもわからない地域と一緒に持っていくということを本当に進めていっていいのかどうか。

先ほども委員からもさまざま出ていますが、樫原地域に代替の地域がなかったり、建てかえる場所がなかったら、ほかを見るというような形の中で、まず県立医科大学の校舎を建てかえるのかどうかという問題からまず入って、それから、まず樫原地域、今ある地域に対して土地を物色するとか、建てかえる場所を検索するとか、それでなかったらほかへ移すというような段階的な部分が要ると思いますので、副知事、そういう今出された県立医科大学を移して学研高山第二工区をもう1回再起動させようという合体させたような考えをかえていただいて、まず本当に必要性があるのであれば、一番手っ取り早いのは病院の近くでやる方がいいと思うのですけれども、できたら今後の医科大学の移転計画として提案されていかれるのかどうか。また、議論はされていかれるものかどうか。

また、用地については、また後日、選定されるのかどうかという、その計画ができましたら、わかっている範囲で結構ですので教えていただけたらありがたいと思います。

○窪田副知事 そもそも提案ですけれども、県立医科大学を学研高山第二工区に移転するそのメリットは何かと言いますと、学研都市の機能の高度化に役立つであろうと。そうすると、奈良県、あるいは関西地域の経済の発展にも役立つことになるであろうと、こういう考え方があります。ただし、もちろんそこに至るには、医科大学の移転を含めて、その他の課題もありますので、学研高山第二工区の開発がゴーしようということにならなければいけませんし、現段階でやりますという段階ではもちろん至っていません。

それから、附属病院の整備をもちろん実現しようと思っいろいろ考えてはいるのですけれども、まだ決まったというわけではもちろんありません。

それから、医科大学の機能ですが、当然できることは、教育機能が現状の場所でもできることはやろうと思っておりますし、それは地域医療再生計画の中にも部分的には組み込まれているということでもあります。また、さらにそれ以上進めていくには、また次のステップを皆さんの御理解を得ながら進めていかなければならない。こういうふうな段取りで考えております。

○森川委員 できましたら、早急に急ぐ部分があれば、まず急ぐ部分からやっていただきたいと思いますし、これから、私も北葛城郡ですので、県立医科大学附属病院、また安心して行ける病院として県立三室病院が近くにありますが、そういう意味で今後話題になることと思いますので、できるだけ住民の方や地域の方の意見もしっかりと取り入れていただいて、移転については、慎重な議論をしていただきたいと思います要望をさせていただいて終わります。

○国中委員長 ほかに、質疑はないものと思いますので、これをもちまして、理事者に対する質疑等を終わります。

しばらく休憩をとりたいと思います。10分間ほどお願いします。

12時 6分 休憩

12時16分 再開

○国中委員長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

それでは、付託を受けました各議案につきまして、各委員のご意見を求めていきます。

○神田委員 それでは、自由民主党の意見を申し上げます。

現下の大変厳しい経済財政状況が続く中ではありますが、県政各般にわたる施策が、予算の趣旨、目的に沿っておおむね推進されておられることには理解を申し上げます。

ただ、次に述べる6点の要望を申し上げたいと思います。

まず、一つ目に、評価の制度や方法及び組織のあり方を今後検討されたい。二つ目に、今後の行政計画や附属機関等の審議については、事前に正確なデータや過程を公表していただきたい。三つ目に、水道用水供給事業については、今後の需要を踏まえ、建設、設備投資も精査しながら、市町村の意向に沿った方向で努力されることを強く要望します。四つ目に、不用額が妥当なものかどうか、なぜ執行できなかったのか、再度分析され、今後に生かしてPDCAサイクルにつなげていただきたい。五つ目に、職員は高い倫理観を保持しながら、県民との協働を推進していく上で、行動規範となる明確なルール、職員倫理条例を制定されてはいかがでしょうか。六つ目に、今回の奈良県立医科大学附属病院の大学研究部門が現在の場所から移転されることを検討されることについては、地域性や県土の均衡な発展を十分に考慮し、進めていただきたい。

また、水道用水供給事業、県立3病院にかかる病院事業など、管理においては、今後、経営状況を注視していきたいということもつけ加えておきます。今後も行財政改革の着実な推進に取り組み、引き続き健全な財政運営を推進されることを要望いたしまして、議第73号、議第74号及び議第80号の3議案につきましては、いずれも原案どおり承認することに賛成いたします。

以上が、自由民主党の意見です。

○森川委員 それでは、民主党としての意見を申し上げます。

厳しい財政状況の中で、今般にわたる施策を着実に推進されており、水道用水供給事業においても、事業者の管理運営について、予算の執行目的に従い、おおむね適正に施行されていると思います。

また、県立3病院について、経営改善に努められるとともに、県民に信頼される県立病院として良質な医療の提供に努められたいと思います。

また、県債残高も年々増加し、非常に厳しい財政状況になっており、今後も一段と厳しくなることが予想されますので、行財政計画等の推進を図りつつ、健全な財政運営を進められるよう要望をいたしまして、議第73号、議第74号及び議第80号の3議案につきましては、いずれも原案どおり承認することに賛同いたします。

○丸野委員 厳しい財政状況の中で、各派にわたる施策を着実に推進されており、各県立病院では、管理運営について、その目的に従い、おおむね適正に執行されており、また水道用水供給事業においても、事業の管理運営について予算の趣旨目的に従って、おおむね適正に執行されています。

しかしながら、県債残高が増加し、非常に厳しい財政状況となっております。また、今後も一段と厳しくなることが予想されますので、行財政計画の推進等を図りつつ、健全な財政運営を進められるよう、要望いたしまして、議第73号、議第74号及び議第80号の3議案につきましては、いずれも原案どおり承認することに賛成いたします。

以上が、自由民主党改革からの意見でございます。

○今井委員 日本共産党の意見を述べさせていただきます。

平成20年度奈良県歳入歳出決算につきましては、反対をいたします。

平成20年度奈良県病院事業特別会計決算及び奈良県水道用水供給事業特別会計決算については、賛成いたします。

以下、理由を述べさせていただきます。

今決算審査特別委員会では、全体に決算資料などが工夫され、中身のわかる形で示されていることは評価ができると思います。9億円の単年度黒字ですが、人件費の34億円の削減、また県民の暮らしにつながる予算では、149億円の不用額が生じており、一つ一つの施策が実施基準などを含め、実情に見合っているのかどうか、その施行を行うのに人手が足りているのかどうかを吟味する必要があります。

歳入は、国庫補助金が96億7,000万円の増加になっておりますが、2月という時期の予算であり、97億円が基金に積み立てられているなど、有効に活用されておられません。

一方、平城遷都1300年祭に向けた大型事業など、県債残高は32億円ふえ、トータルで9,860億円にもなっております。1日2億円の借金返済が生じております。これ以上の負担をするべきではないと思います。

京奈和自動車道路、大和北道路、また県立医科大学の移転を口実にした学研高山地区第二工区の開発は中止すべきと考えます。県民は、今医療に何をしてくれるのか。その今を求めております。この学研高山第二工区の開発は20年スパンの話であり、今の医科大学が狭いという現状には、即結びつくものではないと考えます。

病院決算につきましては、厳しい人的体制の中で、医業収入を伸ばすなど、非常に奮闘されていることと思います。引き続き、人的体制の補強を要望いたします。

また、水道事業につきましても、きちんに行えていると判断いたしましたので、賛成いたします。

以上です。

○大国委員 公明党としての意見を申し上げます。

本委員会で審議をさせていただき、各議案につきまして、予算の趣旨目的に従い、おおむね適正な執行がなされているということでございます。議案第73号、議案第74号及び議案第80号の承認につきましては、賛成をさせていただきます。

あと、今回審議をさせていただきました中身について、また県民の皆様からの尊い税金で施行するということがございますので、より一層重く受けとめていただきまして、次の予算に反映していただきますように、お願いをして意見としてつけさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○**国中委員長** どうありがとうございました。

ただいま各委員、各会派からご意見をたまわりました。

それでは、ただいまより去る9月定例会で付託を受けまして継続審査となっております議第73号 平成20年度奈良県水道用水供給事業特別会計決算の認定について、議第74号 平成20年度奈良県病院事業特別会計決算の認定について、議第80号 平成20年度奈良県歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

ただいま、日本共産党の今井委員の方から反対のありました議第80号 平成20年度奈良県歳入歳出決算の認定について、まず行いたいと思います。

この採決は、起立採決で行いたいと思います。議第80号を認定していただく方のご起立をお願いいたします。

(起立多数)

賛成多数で認定することといたします。

続いて、議第73号 平成20年度奈良県水道用水供給事業特別会計決算の認定について、議第74号 平成20年度奈良県病院事業特別会計決算の認定については、すべての皆さんが認定ということでもありますので、簡易採決でしていきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

原案どおり認定することに決しました。

次に、なお報第26号については、報告案件であり、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で議案の審査を終了いたします。

次に、委員長報告についてであります。次の定例会本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。今井議員、日本共産党で反対討論をされますか。

○**今井委員** はい。

○**国中委員長** では、反対討論ということで届けてください。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、正副委員長に一任とさせていただきます。

なお、委員長報告を作成次第、各委員へご送付させていただきますとともに、次期定例会で私の方から報告をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

○**国中委員長** 終わりに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月定例会で決算審査特別委員会の委員各位に認定され、10月13日から4日間、本当に皆さん方のご協力、ご支援のおかげでスムーズに、なおかつ委員のご意見に真摯に答えていただきました理事者の皆さん、本当にありがとうございました。今後、ますます県政が発展されること、またすることを我々も決意新たに頑張っていきたいと思っておりますので、理事者の皆さん方がお伺いされましたご意見を真摯に受けとめていただいて、県政の発展のために頑張ってくださいをお願い申し上げます。簡単楚辞であります。終わりのあいさつとさせていただきます。

どうもご苦労さまでございました。